

京都市告示第 51 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 5 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

角倉町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、お祭り、文化活動等の住民相互の親睦を図る行事の開催や参加に関すること。
- (2) 葬祭等の際の互助に関すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関すること。
- (5) 行政との連携による区域内的の福祉活動に関すること。
- (6) 諸災害に備えた災害用防災用具などの常備に関すること。
- (7) 所有又は管理する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (8) その他、会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区域

京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 1 番地から 10 番地までの区域及び京都市右京区嵯峨天龍寺今堀町 14 番地、15 番地、16 番地、24 番地、30 番地、31 番地、32 番地

4 主たる事務所

京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 1 番地の 3

5 代表者の氏名及び住所

鶴原真治

京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 6 番地の 6

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成25年3月27日

(文化市民局地域自治推進室)